

群馬県地域防災計画

震災対策編

新旧対照表

(令和8年3月修正)

- ※ 誤字脱字の修正、表現の変更、書式の変更、時点のみの修正、資料編の修正等、内容の変更を伴わない軽微な変更は、新旧対照表への記載を省略しています
- ※ 表の「頁」は修正後の頁を記載しています

頁	修正前	修正後	修正理由等																
目次	<p>第2部 災害予防 (略) 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え (略) 第11節 食料・食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備 (略) 第5章 その他の災害予防 <u>(追加)</u> 第3部 災害応急対策 (略) 第5章 避難の受入活動 (略) 第2節 避難場所の解放及び指定避難所の開設・運営</p>	<p>第2部 災害予防 (略) 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え (略) 第11節 食料・食料・飲料水及び生活必需品等の<u>備蓄</u>・調達・供給体制の整備 (略) 第5章 その他の災害予防 <u>第7節 復興事前準備</u> 第3部 災害応急対策 (略) 第5章 避難の受入活動 (略) 第2節 避難場所の解放及び指定避難所<u>等</u>の開設・運営</p>	本文の更新を反映																
2	<p>第1部 総則 (略) 第2節 防災の基本理念 (略) 1 周到かつ十分な災害予防 (略) <u>(追加)</u></p>	<p>第1部 総則 (略) 第2節 防災の基本理念 (略) 1 周到かつ十分な災害予防 (略) <u>(3) 災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備をするものとする。</u></p>	防災基本計画の修正(令和7年)を反映																
4	<p>第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東管区警察局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>関東総合通信局</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	関東管区警察局	(略)	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	関東総合通信局	(略)	<p>第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東管区警察局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>関東管区行政評価局(群馬行政監視行政相談センター)</td> <td><u>1 被災者への生活支援情報の提供に関すること。</u> <u>2 専用電話を備えた相談窓口の開設に関すること。</u> <u>3 特別行政相談所の開設に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>関東総合通信局</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	関東管区警察局	(略)	関東管区行政評価局(群馬行政監視行政相談センター)	<u>1 被災者への生活支援情報の提供に関すること。</u> <u>2 専用電話を備えた相談窓口の開設に関すること。</u> <u>3 特別行政相談所の開設に関すること。</u>	関東総合通信局	(略)	指定地方行政機関の指定
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																		
関東管区警察局	(略)																		
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																		
関東総合通信局	(略)																		
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																		
関東管区警察局	(略)																		
関東管区行政評価局(群馬行政監視行政相談センター)	<u>1 被災者への生活支援情報の提供に関すること。</u> <u>2 専用電話を備えた相談窓口の開設に関すること。</u> <u>3 特別行政相談所の開設に関すること。</u>																		
関東総合通信局	(略)																		

震災対策編

頁	修正前		修正後		修正理由等
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	関東地方整備局 (高崎河川国道事務所ほか)	(略) <u>(追加)</u>	関東地方整備局 (高崎河川国道事務所ほか)	(略) <u>4 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) による被害状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧等の支援 (災害対策用建設機械等の貸し出しを含む) に関すること。</u>	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	国土地理院 関東地方測量部	(略) <u>(追加)</u>	国土地理院 関東地方測量部	(略) <u>4 災害教訓の伝承に関すること。</u>	
7	5 指定公共機関		5 指定公共機関		社名変更を反映 ※ 48, 55, 128, 230 頁も同様に反映
	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	
	日本郵便(株)	(略)	日本郵便(株)	(略)	
	<u>東日本電信電話(株)</u>	(略)	<u>NTT東日本(株)</u>	(略)	
	(株)NTTドコモ(群馬支店)	(略)	(株)NTTドコモ(群馬支店)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	東京ガスネットワーク(株) <u>(群馬・熊谷・熊谷・設備センター)</u>	(略)	東京ガスネットワーク(株) <u>(群馬・熊谷・熊谷・設備センター)</u>	(略)	組織改正を反映
	(略)	(略)	(略)	(略)	
38	第2部 災害予防 第4節 ライフライン施設の機能確保 1 ライフライン施設の機能確保		第2部 災害予防 第4節 ライフライン施設の機能確保 1 ライフライン施設の機能確保		防災基本計画の修正(令和7年)を反映

震災対策編

頁	修正前	修正後	修正理由等																		
	(1) (略) <u>(追加)</u>	(1) (略) <u>エ 市町村は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。</u>																			
38	(略) 3 応急復旧用資機材の整備 (略) (2) 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。	(略) 3 応急復旧用資機材の整備 (略) (2) <u>水道事業者及び</u> 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における <u>上下</u> 下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても <u>上下</u> 下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。 <u>また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。</u>	防災基本計画の修正(令和7年)を反映																		
41	第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え (略) <u>(追加)</u>	第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え (略) <u>また、県及び市町村は、国(内閣府等)と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。</u>	防災基本計画の修正(令和7年)を反映																		
41	(略) <u>(追加)</u>	(略) <u>市町村は、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。</u>	防災基本計画の修正(令和7年)を反映																		
44	第1節 緊急地震速報と地震情報 2 地震情報の種類とその内容 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">地震情報の種類</th> <th style="width:40%;">発表基準</th> <th style="width:40%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>遠地地震に関する情報</td> <td>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内容	(略)			遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等	(略)	第1節 緊急地震速報と地震情報 2 地震情報の種類とその内容 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">地震情報の種類</th> <th style="width:40%;">発表基準</th> <th style="width:40%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>遠地地震に関する情報</td> <td>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内容	(略)			遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等	(略)	現計画に対する国からの情報提供を反映
地震情報の種類	発表基準	内容																			
(略)																					
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等	(略)																			
地震情報の種類	発表基準	内容																			
(略)																					
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等	(略)																			

震災対策編

頁	修正前	修正後	修正理由等																																
	<ul style="list-style-type: none"> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 <u>（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）</u> 																																	
	(略)	(略)																																	
45	<p>(略)</p> <p>4 南海トラフ地震関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報名</th> <th>キーワード</th> <th>情報発表条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">南海トラフ地震臨時情報</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(巨大地震警戒)</td> <td>巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※<u>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合</u></td> </tr> <tr> <td>(巨大地震注意)</td> <td>巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※<u>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等</u></td> </tr> <tr> <td>※防災対応がとりやすいようキーワードを付して情報発表</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	情報名	キーワード	情報発表条件	南海トラフ地震臨時情報	(略)		(巨大地震警戒)	巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※ <u>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合</u>	(巨大地震注意)	巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※ <u>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等</u>	※防災対応がとりやすいようキーワードを付して情報発表			(略)	(略)		<p>(略)</p> <p>4 南海トラフ地震関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報名</th> <th>キーワード</th> <th>情報発表条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">南海トラフ地震臨時情報</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(巨大地震警戒)</td> <td>巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※<u>想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合</u></td> </tr> <tr> <td>(巨大地震注意)</td> <td>巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※<u>監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震（太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）</u> ※<u>想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</u></td> </tr> <tr> <td>※防災対応がとりやすいようキーワードを付して情報発表</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	情報名	キーワード	情報発表条件	南海トラフ地震臨時情報	(略)		(巨大地震警戒)	巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※ <u>想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合</u>	(巨大地震注意)	巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※ <u>監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震（太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）</u> ※ <u>想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</u>	※防災対応がとりやすいようキーワードを付して情報発表			(略)	(略)		現計画に対する国からの情報提供を反映
情報名	キーワード	情報発表条件																																	
南海トラフ地震臨時情報	(略)																																		
	(巨大地震警戒)	巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※ <u>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合</u>																																	
	(巨大地震注意)	巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※ <u>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等</u>																																	
※防災対応がとりやすいようキーワードを付して情報発表																																			
(略)	(略)																																		
情報名	キーワード	情報発表条件																																	
南海トラフ地震臨時情報	(略)																																		
	(巨大地震警戒)	巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※ <u>想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合</u>																																	
	(巨大地震注意)	巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※ <u>監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震（太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）</u> ※ <u>想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</u>																																	
※防災対応がとりやすいようキーワードを付して情報発表																																			
(略)	(略)																																		
46	<p>第2節 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>3 多様な情報の収集体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(3) 県（危機管理課）、市町村その他防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステ</p>	<p>第2節 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>3 多様な情報の収集体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(3) 県（危機管理課）、市町村その他防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステ</p>	防災基本計画の修正（令和7年）を反映																																

震災対策編

頁	修正前	修正後	修正理由等
	ム(群馬県総合防災情報システム、内閣府総合防災情報システム(S O B O - W E B)) に集約できるよう努めるものとする。	ム(群馬県総合防災情報システム、内閣府総合防災情報システム(S O B O - W E B) <u>及び新物資システム(B - P L o)</u>) に集約できるよう努めるものとする。 <u>また、県(危機管理課)及び市町村は、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努めるものとする。</u>	
47	(略) 5 情報の分析整理 県及び市町村は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。	(略) 5 情報の分析整理 県及び市町村は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。 <u>また、災害時に災害対応基本共有情報(E E I)に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努めるものとする。</u>	防災基本計画の修正(令和7年)を反映
48	第3節 通信手段の確保 (略) 3 代替通信手段の確保 (略) イ 国及び他都道府県との無線系通信手段 (略) (エ) 国土交通省 <u>水防道路用</u> 無線(～国土交通省、他都道府県)	第3節 通信手段の確保 (略) 3 代替通信手段の確保 (略) イ 国及び他都道府県との無線系通信手段 (略) (エ) 国土交通省 <u>多重</u> 無線(～国土交通省、他都道府県)	記載の見直し
50	第4節 職員の応急活動体制の整備 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくことが必要である。なお、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、感染症対策の徹底など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。 (略)	第4節 職員の応急活動体制の整備 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくことが必要である。なお、 <u>災害対応に当た</u> る職員等の健康管理を徹底するとともに 、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、感染症対策の徹底など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。 (略)	防災基本計画の修正(令和7年)を反映
51	第5節 防災関係機関の連携体制の整備 防災関係機関は、大規模災害発生時における相互の連携・応援が重要であることに鑑み、災害応急活動及び復旧活動について、関係機関相互で応援協定を締結する等 <u>平常時</u> から連携を強化しておく必要がある。 また、相互応援体制や連絡体制の整備に当たっては、訓練を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意す	第5節 防災関係機関の連携体制の整備 防災関係機関は、大規模災害発生時における相互の連携・応援が重要であることに鑑み、災害応急活動及び復旧活動について、関係機関相互で応援協定を締結する等 <u>平時</u> から連携を強化しておく必要がある。 <u>特に、県及び市町村においては、災害時に公共的団体又は民間の団体との連携を迅速に行うことができるよう、地方防災会議を構成する関係</u>	防災基本計画の修正(令和7年)を反映

頁	修正前	修正後	修正理由等
	<p>る必要がある。</p>	<p><u>者等との間で、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し、このような連携に関する基本的な方針を地域防災計画に反映させた上で、当該方針を踏まえて個々の協定の締結など、連携強化を進めるよう努めるものとする。</u></p> <p>また、相互応援体制や連絡体制の整備に当たっては、訓練を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する必要がある。</p>	
51	<p>1 県における受援・応援体制の整備 (略)</p> <p>(2) 県(危機管理課)は、受援計画や応援計画を定めるとともに、<u>受援・応援に関する庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や連絡・要請方法の確認、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保への配慮や応援部隊の活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から実効性の確保に留意し、災害時において国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための体制の整備に努める。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u></p> <p>(3) 県(危機管理課、人事課、市町村課)は、市町村と協力し、訓練等を通じて応急対策職員派遣制度に基づく被災市町村への応援の円滑な実施に努めるものとする。また、同制度に基づく他の都道府県等からの応援職員の受け入れについても、活用方法の習熟や発災時における円滑な活用に努めるものとする。</p> <p>(4) 県(人事課、県土整備部等)は、土木・建築職などの技術職員が不足している被災市町村への中長期派遣等による支援を行うため、<u>技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</u> <u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p>1 県における受援・応援体制の整備 (略)</p> <p>(2) 県(危機管理課)は、受援計画や応援計画を定めるとともに、<u>市町村の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。</u></p> <p>(3) 県(危機管理課)は、<u>国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。また、応援職員等の執務スペースを確保すると共に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や連絡・要請方法の確認、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など日頃から実効性の確保に留意する。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。なお、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u></p> <p>(4) 県(危機管理課、県土整備部等)は、<u>自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(5) 県(危機管理課、人事課、市町村課)は、市町村と協力し、訓練等を通じて応急対策職員派遣制度に基づく被災市町村への応援の円滑な実施に努めるものとする。また、同制度に基づく他の都道府県等からの応援職員の受け入れについても、活用方法の習熟や発災時における円滑な活用に努めるものとする。</p> <p>(6) 県(人事課、県土整備部等)は、土木・建築職などの技術職員が不足している被災市町村への中長期派遣等による支援を行うため、<u>技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(7) 県は、<u>市町村に対して協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正(令和7年)を反映</p>

震災対策編

頁	修正前	修正後	修正理由等
52	<p>3 市町村における受援・応援体制の整備</p> <p>(1) 市町村は、災害対策基本法第 67 条の規定に基づく応援要請に関し、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、あらかじめ県内及び県外の市町村との間での相互応援協定締結に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>3 市町村における受援・応援体制の整備</p> <p>(1) 市町村は、災害対策基本法第 67 条の規定に基づく応援要請に関し、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、<u>災害</u>廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、あらかじめ県内及び県外の市町村との間での相互応援協定締結に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正(令和 7 年)を反映</p>
57	<p>第 9 節 防災中枢機能等の確保</p> <p>(略)</p> <p>4 県における防災中枢機能の確保</p> <p>(略)</p> <p>(2) 同センターにおいて次の情報通信システムの運用を行う。</p> <p>(略)</p> <p>サ 国土交通省<u>水防道路用</u>無線</p>	<p>第 9 節 防災中枢機能等の確保</p> <p>(略)</p> <p>4 県における防災中枢機能の確保</p> <p>(略)</p> <p>(2) 同センターにおいて次の情報通信システムの運用を行う。</p> <p>(略)</p> <p>サ 国土交通省<u>多重</u>無線</p>	<p>記載の見直し</p>
58	<p>(略)</p> <p>7 男女共同参画の視点を考慮した防災体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(1) 男女共同参画担当部局（生活こども課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災時には、<u>必要な情報を市町村男女共同参画担当部局等に提供するとともに、男女共同参画の視点からの災害対応が実施されるよう市町村及び県関係部局に促す。</u> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>7 男女共同参画の視点を考慮した防災体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(1) 男女共同参画担当部局（生活こども課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災時には、<u>男女共同参画の視点からの災害対応が実施されるよう、市町村男女共同参画部局等及び県関係部局に必要な情報を提供する。</u> <p>(略)</p>	<p>記載の見直し</p>
60	<p>第 7 節 救助・救急、保健医療及び消火活動体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>2 医療活動体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害医療コーディネーター等の設置</p> <p>ア 県（医務課）は、災害時の医療対策について、有効な施策を円滑に実施するため、災害医療コーディネーター、災害医療サブコーディネーター（災害時小児周産期リエゾンを含む。）<u>及び</u>地域災害医療コーディネーター（以下「災害医療コーディネーター等」という。）を設置する。</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第 7 節 救助・救急、保健医療及び消火活動体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>2 医療活動体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害医療コーディネーター等の設置</p> <p>ア 県（医務課、<u>薬務課</u>）は、災害時の医療対策について、有効な施策を円滑に実施するため、災害医療コーディネーター、災害医療サブコーディネーター（災害時小児周産期リエゾンを含む。）、<u>地域災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーター</u>（以下「災害医療コーディネーター等」という。）を設置する。</p> <p>(略)</p> <p><u>オ 災害薬事コーディネーターは、医薬品等や薬剤師及び薬事・衛生</u></p>	<p>防災基本計画の修正(令和 7 年)を反映</p>

震災対策編

頁	修正前	修正後	修正理由等
60	<p>(略)</p> <p>(4) 医薬品、医療資機材の備蓄等 県、市町村、日本赤十字社、災害拠点病院及び公的医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品及び医療資機材等の備蓄に努めるものとする。また、災害拠点病院は、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。 なお、県(薬務課)においては、群馬県医薬品卸協同組合及び群馬県医療器械協会に災害時用の応急救護用医薬品及び医療資機材の備蓄を委託するものとする。</p>	<p><u>面に関する情報の把握やマッチング等を行うものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 医薬品、医療資機材の備蓄等 県、市町村、日本赤十字社、災害拠点病院及び公的医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品及び医療資機材等の備蓄に努めるものとする。また、災害拠点病院は、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。 なお、県(薬務課)においては、群馬県医薬品卸協同組合及び群馬県医療機器販売業協会に災害時用の応急救護用医薬品及び医療資機材の備蓄を委託するものとする。</p>	<p>委託先の修正を反映</p>
61	<p>(略)</p> <p>3 保健医療福祉活動の調整機能の整備</p> <p>(1) 保健医療福祉調整本部の整備 県(健康福祉課)は、大規模災害時に設置する「保健医療調整本部」(保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部。)が円滑に活動できるよう、体制の整備に努めるものとする。 (※保健医療活動チーム：災害派遣医療チーム(DMAT)、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、災害支援ナース、保健師チーム、管理栄養士チーム、災害派遣精神医療チーム(DPAT)その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム(被災都道府県以外の都道府県から派遣されたチームを含む。))</p> <p>(2) 保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備 県(健康福祉課、保健福祉事務所)及び市町村は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(3) 災害時健康危機管理支援チームの整備</p>	<p>(略)</p> <p>3 保健医療福祉活動の調整機能の整備</p> <p>(1) 保健医療福祉調整本部の整備 県(健康福祉課)は、大規模災害時に設置する「保健医療福祉調整本部」(保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部。)が円滑に活動できるよう、体制の整備に努めるものとする。 (※保健医療福祉活動チーム：災害派遣医療チーム(DMAT)、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、災害支援ナース、保健師チーム、管理栄養士チーム、災害派遣精神医療チーム(DPAT)その他の災害対策に係る保健医療福祉活動を行うチーム(被災都道府県以外の都道府県から派遣されたチームを含む。))</p> <p>(2) 保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備 <u>ア 県(健康福祉課、保健福祉事務所)及び市町村は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備(都道府県においては災害時保健医療福祉活動支援システム(D24H)等のシステムの活用体制を含む。)に努めるものとする。</u> <u>イ 県(健康福祉課、保健福祉事務所)は、平時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努めるものとする。</u></p> <p>(3) 災害時健康危機管理支援チーム等の整備</p>	<p>防災基本計画の修正(令和7年)を反映</p>

震災対策編

頁	修正前	修正後	修正理由等
	<p>県（健康福祉課）は、災害時健康危機管理支援チーム（以下「DHEAT」という。）の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。</p>	<p>県（健康福祉課、<u>医務課</u>）は、災害時健康危機管理支援チーム（以下「DHEAT」という。）<u>や保健師等チーム</u>の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。</p>	
67	<p>第9節 緊急輸送活動体制の整備 (略) 7 道路の応急復旧体制等の整備 (略) (3) 道路管理者は、<u>発災</u>後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に<u>努める</u>ものとする。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する<u>ものとする</u>。</p>	<p>第9節 緊急輸送活動体制の整備 (略) 7 道路の応急復旧体制等の整備 (略) (3) 道路管理者は、<u>自然災害発生</u>後の道路の障害物の除去による道路啓開、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結を<u>推進する</u>ものとする。また、道路啓開等を迅速に行うため、<u>道路法等に基づき</u>、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する<u>とともに、定期的な見直しを行うものとする</u>。</p>	<p>防災基本計画の修正(令和7年)を反映</p>
70	<p>第10節 避難の受入体制の整備 (略) 1 避難誘導計画 (略) (7) 市町村及び県（<u>観光魅力創出課</u>）は、外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。</p>	<p>第10節 避難の受入体制の整備 (略) 1 避難誘導計画 (略) (7) 市町村及び県（<u>観光リトリート推進課</u>）は、外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。</p>	<p>組織改正を反映</p>
73	<p>(略) 3 指定避難所 (略) (5) <u>物資の備蓄</u> <u>市町村は、指定避難所又はその近傍で、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具（LPガスやカセットコンロ等の熱源を含む。）、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供、アレルギー、宗教等にも配慮するものとする。</u> (6) 運営管理に必要な知識の普及 (略) (7) 福祉避難所</p>	<p>(略) 3 指定避難所等 (略) <u>(削除)</u> (5) 運営管理に必要な知識の普及 (略) (6) 福祉避難所</p>	<p>防災基本計画の修正(令和7年)を反映</p>

頁	修正前	修正後	修正理由等
	<p>(略)</p> <p>(8) 避難所以外の避難者等の支援</p> <p>(略)</p> <p>イ 市町村は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(7) 避難所以外の避難者等の支援</p> <p>(略)</p> <p>イ 市町村は、<u>指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに</u>、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	
75	<p>第11節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備</p> <p>1 備蓄計画</p> <p>(1) 県(危機管理課)及び市町村は、災害時に必要とされる<u>食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土嚢袋及びその他の関連資機材</u>の備蓄を推進するものとする。</p> <p>(2) 備蓄に当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄及び指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を組み合わせを行い、備蓄拠点を設置するなどの整備に努めるものとする。</p> <p>(3) 備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、円滑な緊急輸送が行われるよう配慮するものとする。</p> <p>(4) 県(危機管理課)及び市町村は、<u>物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</u></p> <p>(5) 県(危機管理課)及び市町村は、各家庭において「最低3日間、推奨1週間」分の非常用の飲料水、食料等を備蓄するよう、住民に対し啓発を行うものとし、住民はこれらの備蓄に努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第11節 食料・飲料水及び生活必需品等の<u>備蓄</u>・調達・供給体制の整備</p> <p>1 備蓄計画</p> <p>(1) 県(危機管理課)及び市町村は、災害時に必要とされる<u>物資</u>の備蓄を推進するものとする。</p> <p>(2) 備蓄に当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄及び指定避難所等の位置を勘案した分散備蓄を組み合わせを行い、備蓄拠点を設置するなどの整備に努めるものとする。</p> <p>(3) 備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、円滑な緊急輸送が行われるよう配慮するものとする。</p> <p>(4) 県(危機管理課)及び市町村は、<u>新物資システム(B-PLo)を活用し、施設(備蓄倉庫・物資拠点・避難所)ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。</u></p> <p>(5) 県(危機管理課)及び市町村は、各家庭において「最低3日間、推奨1週間」分の非常用の飲料水、食料等を備蓄するよう、住民に対し啓発を行うものとし、住民はこれらの備蓄に努めるものとする。</p> <p><u>(6) 市町村は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必</u></p>	<p>防災基本計画の修正(令和7年)を反映</p>

震災対策編

頁	修正前	修正後	修正理由等
		<u>要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こども、アレルギー、宗教等にも配慮するものとする。</u>	
76	(略) 3 県における備蓄・調達・供給の体制 (略) <u>(追加)</u>	(略) 3 県における備蓄・調達・供給の体制 (略) <u>(9) 備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。</u>	防災基本計画の修正(令和7年)を反映
86	第3章 県民等の防災活動の促進 (略) 第2節 防災思想の普及 1 防災知識の普及 (略) (2) 家庭防災会議の開催 (略) コ 家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備	第3章 県民等の防災活動の促進 (略) 第2節 防災思想の普及 1 防災知識の普及 (略) (2) 家庭防災会議の開催 (略) コ 家庭動物との同行避難や指定避難所等での飼養についての準備	防災基本計画の修正(令和7年)を反映
88	(略) (8) 県は、災害発生後に、 <u>指定</u> 避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。	(略) (8) 県は、災害発生後に、避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。	防災基本計画の修正(令和7年)を反映
91	第3節 県民の防災活動の環境整備 1 消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化 (略) (3) 自主防災組織の育成強化 県(危機管理課)及び市町村は、自主防災組織の組織率100%を目指し、次により、その育成強化を図るものとする。	第3節 県民の防災活動の環境整備 1 消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化 (略) (3) 自主防災組織の育成強化 県(危機管理課)及び市町村は、自主防災組織の組織率100%を目指し、次により、その育成強化を図るものとする。 <u>また、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。</u>	防災基本計画の修正(令和7年)を反映
91	(略) 2 災害時におけるボランティア活動の環境整備 県及び市町村は、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要	(略) 2 災害時におけるボランティア活動の環境整備 <u>・連携体制の強化</u> 県及び市町村は、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要	防災基本計画の修正(令和7年)

頁	修正前	修正後	修正理由等
	<p>性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに、専門分野における行政とボランティアや災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制を確立するものとする。</p> <p>なお、災害ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、地方公共団体、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。</p> <p>(1) <u>災害時におけるボランティア活動の啓発</u> <u>県（県民活動支援・広聴課）及び市町村は、広報紙、パンフレット等を活用し、災害時におけるボランティア活動の啓発に努める。</u> (略)</p> <p>(7) 緊密な連携による災害廃棄物及び堆積土砂の処理 県（県民活動支援・広聴課、廃棄物・リサイクル課、砂防課）及び市町村は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</p>	<p>性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに、専門分野における行政とボランティアや災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制を確立するものとする。<u>また、登録被災者援護協力団体（避難所の運営支援、炊き出し等の被災者援護に協力する団体として国（内閣府）が登録したNPO・ボランティア等）との平時からの連携強化に努めるものとする。さらに、広報紙、パンフレット等を活用し、災害時におけるボランティア活動の啓発に努めるとともに、休暇の取得の促進その他の災害時におけるボランティア活動への参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>なお、災害ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、地方公共団体、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。</p> <p>(1) <u>ボランティア人材の育成・確保</u> <u>県及び市町村は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。</u> (略)</p> <p>(7) 緊密な連携による災害廃棄物及び堆積土砂の処理 県（県民活動支援・広聴課、廃棄物・リサイクル課、砂防課）及び市町村は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋等からの災害廃棄物、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</p>	<p>を反映</p>
96	<p>第4章 要配慮者対策 第1節 要配慮者対策 (略) 2 避難行動要支援者の避難支援体制の整備 (略) <u>(追加)</u></p> <p>(5) 県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。</p>	<p>第4章 要配慮者対策 第1節 要配慮者対策 (略) 2 避難行動要支援者の避難支援体制の整備 (略) <u>(5) 市町村は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。</u></p> <p>(6) 県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会や訓練の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正(令和7年)を反映</p>

震災対策編

頁	修正前	修正後	修正理由等
97	<p>(略)</p> <p>3 避難体制の強化</p> <p>(略)</p> <p>(3) 緊急避難場所から福祉避難所又は指定避難所への移送 市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から福祉避難所又は指定避難所へ移送するため、運送業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努めるものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>3 避難体制の強化</p> <p>(略)</p> <p>(3) 緊急避難場所から福祉避難所又は指定避難所への移送 市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から福祉避難所又は指定避難所等へ移送するため、運送業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正(令和7年)を反映</p>
104	<p>第5章 その他の災害予防</p> <p>(略)</p> <p>第3節 孤立化集落対策</p> <p>(略)</p> <p>2 孤立化の未然防止対策</p> <p>(1) 市町村</p> <p>(略)</p> <p>カ 孤立化のおそれのある集落においては、救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地を確保しておく。</p>	<p>第5章 その他の災害予防</p> <p>(略)</p> <p>第3節 孤立化集落対策</p> <p>(略)</p> <p>2 孤立化の未然防止対策</p> <p>(1) 市町村</p> <p>(略)</p> <p>カ 孤立化のおそれのある集落においては、ヘリコプターによる救助や物資投下のための場外離着陸場及び緊急離着陸場用地を確保しておく。</p>	<p>令和7年度群馬県総合防災訓練の成果を踏まえた修正</p>
106	<p>第4節 帰宅困難者対策</p> <p>(略)</p> <p>2 県及び市町村の帰宅困難者に対する取組み</p> <p>(1) 普及啓発 県及び市町村は、企業等における一斉帰宅抑制が実効性あるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。</p> <p>(2) 一時滞在施設の提供 市町村は、帰宅困難者のための、指定している既存の指定避難所など、一時滞在施設の提供に努める。特に観光地では、季節に応じて多数の帰宅困難者が予想されることから事前に観光客用の避難施設を指定しておくよう努める。</p> <p>(3) 備蓄物資の確保 市町村は、帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困</p>	<p>第4節 帰宅困難者対策</p> <p>(略)</p> <p>2 県及び市町村の帰宅困難者に対する取組み</p> <p>(1) 普及啓発 県及び市町村は、企業等における一斉帰宅抑制が実効性あるものとなるように従業員等の施設内待機や一時滞在施設の確保、安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。</p> <p>(2) 一時滞在施設の確保及び提供 県及び市町村は、帰宅困難者のため、自ら所有・管理する施設等を一時滞在施設として確保するとともに、事業者団体等に一時滞在施設の提供について協力を求める。特に観光地では、季節に応じて多数の帰宅困難者が予想されることから事前に観光客用の避難施設を指定しておくよう努める。また、施設管理者との間に、開設の際に必要な情報提供や調整が可能な連絡体制を整備する。</p> <p>(3) 備蓄物資の確保 市町村は、帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困</p>	<p>令和7年度群馬県総合防災訓練の成果等を踏まえた反映</p>

頁	修正前	修正後	修正理由等
	<p>難者のために、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>県は、市町村や学校等での必要量確保が困難となった場合に備え、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努める。</p> <p>(4) 情報提供の体制づくり</p> <p>県及び市町村は、一時滞在施設等に関する情報、鉄道、バスの運行、道路の復旧情報などに関する情報を防災拠点における張り紙や、ラジオ等の放送機関からの放送により、迅速に提供できる体制を整備する。</p> <p>(5) 徒歩帰宅者の支援対策</p> <p>県及び市町村は、大量の徒歩帰宅者が安全・円滑に帰宅できるよう、幹線道路沿いに公共施設を活用した帰宅支援施設を配置し、水・食料・トイレ・休息の場・情報等の提供が行えるよう努める。</p> <p>また、コンビニエンスストアやガソリンスタンド等の民間事業者にも協力を求める。</p> <p>(略)</p> <p>3 事業所等の取組み</p> <p>(略)</p> <p>(4) 事業継続計画（BCP）等への位置づけ</p> <p>事業所等は、事業継続計画（BCP）等において、従業員等の待機及び帰宅の方針等をあらかじめ定めておき、従業員への周知に努めるものとする</p> <p>(略)</p> <p>4 大規模集客施設等の取組み</p> <p>大規模な集客施設や駅など不特定多数の者が利用する施設においては、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることから、事業者等は、市町村や関係機関等と連携し、利用者を保護するため、適切な待機や誘導体制の整備に努めるものとする。</p> <p>5 各学校の取組み</p> <p>各学校は、児童・生徒等が学校内に一定期間待機できるよう、必要な環境整備に努めるものとする。</p>	<p>難者のために、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>県は、市町村や学校等での必要量確保が困難となった場合に備え、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努める。</p> <p>(4) 情報提供の体制づくり</p> <p>県及び市町村は、一時滞在施設、<u>災害時帰宅支援ステーション</u>等に関する情報、鉄道、バスの運行、道路の復旧情報などに関する情報を防災拠点における張り紙、<u>大型ビジョン、デジタルサイネージ</u>やラジオ等の放送機関からの放送により、迅速に提供できる体制を整備する。<u>また、家族等との安否確認のため複数の確認手段の有用性や利用方法を周知できる体制を整備する。</u></p> <p>(5) 徒歩帰宅者の支援対策</p> <p>県及び市町村は、<u>企業、団体等との協定締結により、災害時帰宅支援ステーションを指定し</u>、大量の徒歩帰宅者が安全・円滑に帰宅できるよう、幹線道路沿いに配置し、水道水・食料・トイレ・休息の場・沿道情報等の提供が行えるよう努める。</p> <p>また、<u>公共施設のほか</u>、コンビニエンスストア、<u>ファミリーレストラン</u>、ガソリンスタンド等の民間事業者にも協力を求める。</p> <p>(略)</p> <p>3 事業所等の取組み</p> <p>(略)</p> <p>(4) 事業継続計画（BCP）等への位置づけ</p> <p>事業所等は、事業継続計画（BCP）等において、従業員等の待機及び<u>帰宅時間が集中しないような地域・施設ごとの</u>帰宅の方針等をあらかじめ定めておき、従業員への周知に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 大規模集客施設等<u>や駅等における利用者保護</u>の取組み</p> <p>大規模な集客施設や駅など不特定多数の者が利用する施設においては、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることから、事業者等は、<u>利用者保護に関する計画等の策定と</u>市町村や関係機関等と連携し、適切な待機や誘導体制の整備<u>及び発災時の適切な情報提供</u>に努めるものとする。</p> <p>5 各学校<u>等</u>の取組み</p> <p>各学校・<u>保育施設等</u>は、<u>保護者等が帰宅困難者等となる可能性を踏まえ、保護者等の連絡体制を構築しておく。特に児童・生徒等の安全確保及び保護者等への引き渡し方法等について検討する。また、発災</u></p>	

震災対策編

頁	修正前	修正後	修正理由等
		<p><u>時には</u>児童・生徒等が学校内に一定期間待機できるよう、必要な環境整備に努めるものとする。</p>	
109	<p>第5節 災害廃棄物対策 1 災害廃棄物の発生への対応 (略) <u>(追加)</u></p>	<p>第5節 災害廃棄物対策 1 災害廃棄物の発生への対応 (略) <u>(7) 県(廃棄物・リサイクル課)及び市町村は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正(令和7年)を反映</p>
110	<p>第6節 罹災証明書の発行体制の整備 1 罹災証明書の発行体制の整備 (1) 市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。 <u>(2) 市町村は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。</u> <u>(3) 市町村は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。</u> <u>(4) 県(危機管理課)は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修会の開催や応援職員の派遣体制の整備等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。</u></p>	<p>第6節 罹災証明書の発行体制の整備 1 罹災証明書の発行体制の整備 (1) 市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や<u>不動産鑑定士、行政書士等の士業団体その他の</u>民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。 <u>(削除)</u> <u>(2) 市町村は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。</u> <u>(3) 県(危機管理課)は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修会の開催や応援職員の派遣体制の整備等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や<u>不動産鑑定士、行政書士等の士業団体その他の</u>民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正(令和7年)を反映</p>
111	<p><u>(追加)</u></p>	<p>第7節 復興事前準備 <u>県(都市計画課)及び市町村は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正(令和7年)を反映</p>

頁	修正前	修正後	修正理由等
116	<p>第3部 災害応急対策 (略)</p> <p>第1章 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 (略)</p> <p>第2節 災害情報の収集・連絡 (略)</p> <p>1 災害情報の収集 (1) 県における災害情報の収集 (略)</p> <p>イ 庁内各課、事務局は、それぞれの担当分野に関する情報を収集するものとし、必要に応じ被災地に調査のための職員を派遣するほか、無人航空機、高所監視カメラ、消防庁映像共有システムを活用するなど多様な手段を講じて情報収集に当たるものとする。</p>	<p>第3部 災害応急対策 (略)</p> <p>第1章 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 (略)</p> <p>第2節 災害情報の収集・連絡 (略)</p> <p>1 災害情報の収集 (1) 県における災害情報の収集 (略)</p> <p>イ 庁内各課、事務局は、それぞれの担当分野に関する情報を収集するものとし、必要に応じ被災地に調査のための職員を派遣するほか、無人航空機、<u>SAR衛星を含む人工衛星</u>、高所監視カメラ、消防庁映像共有システムを活用するなど多様な手段を講じて情報収集に当たるとともに、<u>収集した画像情報について、防災IoTシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努める</u>ものとする。</p>	<p>現計画に対する国からの情報提供を反映</p> <p>防災基本計画の修正(令和7年)を反映</p>
118	<p>(略)</p> <p>2 県における災害情報の連絡 (略)</p> <p>(2) 県庁の各課は、それぞれの担当分野に関する災害情報を危機管理課、関係省庁その他関係機関に連絡するものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>2 県における災害情報の連絡 (略)</p> <p>(2) 県庁の各課は、それぞれの担当分野に関する災害情報を危機管理課、関係省庁その他関係機関に連絡するものとする。<u>(関係省庁への連絡は、新総合防災情報システム(SOBO-WE B)を活用する。)</u></p>	<p>防災基本計画の修正(令和7年)を反映</p>
119	<p>(略)</p> <p>(8) 県は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網等を活用し、官邸及び政府本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>(8) 県は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網、<u>防災IoTシステム</u>等を活用し、官邸及び政府本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正(令和7年)を反映</p>
133	<p>第2章 活動体制の確立 (略)</p> <p>第1節 災害対策本部の設置 (略)</p> <p>13 関係機関に対する職員派遣の要請等 災害対策本部長は、必要に応じ、ライフライン等関係機関に対し連絡用の職員の派遣を要請する。 また、災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供を求める。</p>	<p>第2章 活動体制の確立 (略)</p> <p>第1節 災害対策本部の設置 (略)</p> <p>13 関係機関に対する職員派遣の要請等 災害対策本部長は、必要に応じ、ライフライン等関係機関に対し連絡用の職員の派遣を要請する。 また、災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、<u>登録被災者援護協力団体</u>等に対し、資料・情</p>	<p>防災基本計画の修正(令和7年)を反映</p>

頁	修正前	修正後	修正理由等																																																				
		報の提供を求める。																																																					
138	<p>第2節 災害対策本部の組織 (略)</p> <p>4 災害対策本部内の事務分掌</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 (部長相当職)</th> <th>班 (班長等相当職)</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">総務部 (危機管理監) (総務部長)</td> <td>防災総括班 (*危機管理課長) (消防保安課長) (税務課長)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総括調整担当 (リーダー) <u>危機管理・防災係長</u> (サブリーダー) <u>計画推進係長</u> (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">知事戦略部 (知事戦略部長) (デジタルトランスフォーメーション推進監) (グリーンイノベーション推進監)</td> <td>広報班 (*メディアプロモーション課長) <u>(追加)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>要配慮者対策班 (*介護高齢課長) (地域福祉課長) <u>(健康長寿社会づくり推進課長)</u> (障害政策課長)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>衛生・食品班</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部 (部長相当職)	班 (班長等相当職)	分掌事務	総務部 (危機管理監) (総務部長)	防災総括班 (*危機管理課長) (消防保安課長) (税務課長)		(略)		総括調整担当 (リーダー) <u>危機管理・防災係長</u> (サブリーダー) <u>計画推進係長</u> (略)		(略)	(略)		知事戦略部 (知事戦略部長) (デジタルトランスフォーメーション推進監) (グリーンイノベーション推進監)	広報班 (*メディアプロモーション課長) <u>(追加)</u>	(略)	(略)		(略)	(略)			要配慮者対策班 (*介護高齢課長) (地域福祉課長) <u>(健康長寿社会づくり推進課長)</u> (障害政策課長)	(略)	衛生・食品班	(略)	<p>第2節 災害対策本部の組織 (略)</p> <p>4 災害対策本部内の事務分掌</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 (部長相当職)</th> <th>班 (班長等相当職)</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">総務部 (危機管理監) (総務部長)</td> <td>防災総括班 (*危機管理課長) (消防保安課長) (税務課長)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総括調整担当 (リーダー) <u>防災対策係長</u> (サブリーダー) <u>危機管理係長、支援調整係長、避難対策係長</u> (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">知事戦略部 (知事戦略部長) (デジタルトランスフォーメーション推進監) (グリーンイノベーション推進監)</td> <td>広報班 (*メディアプロモーション課長) <u>(エンターテインメント・コンテンツ課長)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>要配慮者対策班 (*地域福祉課長) (介護高齢課長) (障害政策課長)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>衛生・食品班</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部 (部長相当職)	班 (班長等相当職)	分掌事務	総務部 (危機管理監) (総務部長)	防災総括班 (*危機管理課長) (消防保安課長) (税務課長)		(略)		総括調整担当 (リーダー) <u>防災対策係長</u> (サブリーダー) <u>危機管理係長、支援調整係長、避難対策係長</u> (略)		(略)	(略)		知事戦略部 (知事戦略部長) (デジタルトランスフォーメーション推進監) (グリーンイノベーション推進監)	広報班 (*メディアプロモーション課長) <u>(エンターテインメント・コンテンツ課長)</u>	(略)	(略)		(略)	(略)			要配慮者対策班 (*地域福祉課長) (介護高齢課長) (障害政策課長)	(略)	衛生・食品班	(略)	組織改正及び群馬県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の改正を反映
部 (部長相当職)	班 (班長等相当職)	分掌事務																																																					
総務部 (危機管理監) (総務部長)	防災総括班 (*危機管理課長) (消防保安課長) (税務課長)																																																						
	(略)																																																						
	総括調整担当 (リーダー) <u>危機管理・防災係長</u> (サブリーダー) <u>計画推進係長</u> (略)																																																						
(略)	(略)																																																						
知事戦略部 (知事戦略部長) (デジタルトランスフォーメーション推進監) (グリーンイノベーション推進監)	広報班 (*メディアプロモーション課長) <u>(追加)</u>	(略)																																																					
	(略)																																																						
(略)	(略)																																																						
	要配慮者対策班 (*介護高齢課長) (地域福祉課長) <u>(健康長寿社会づくり推進課長)</u> (障害政策課長)	(略)																																																					
	衛生・食品班	(略)																																																					
部 (部長相当職)	班 (班長等相当職)	分掌事務																																																					
総務部 (危機管理監) (総務部長)	防災総括班 (*危機管理課長) (消防保安課長) (税務課長)																																																						
	(略)																																																						
	総括調整担当 (リーダー) <u>防災対策係長</u> (サブリーダー) <u>危機管理係長、支援調整係長、避難対策係長</u> (略)																																																						
(略)	(略)																																																						
知事戦略部 (知事戦略部長) (デジタルトランスフォーメーション推進監) (グリーンイノベーション推進監)	広報班 (*メディアプロモーション課長) <u>(エンターテインメント・コンテンツ課長)</u>	(略)																																																					
	(略)																																																						
(略)	(略)																																																						
	要配慮者対策班 (*地域福祉課長) (介護高齢課長) (障害政策課長)	(略)																																																					
	衛生・食品班	(略)																																																					

頁	修正前	修正後	修正理由等																																										
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>(*食品・生活衛生課長)</td> <td>2 <u>飲料水</u>の供給 関すること。 (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>産業経済部 (産業経済部長)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>観光班 (*<u>観光魅力創出課長</u>)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		(*食品・生活衛生課長)	2 <u>飲料水</u> の供給 関すること。 (略)		(略)		(略)			産業経済部 (産業経済部長)	(略)			観光班 (* <u>観光魅力創出課長</u>)	(略)		(略)		(略)			<table border="1"> <tr> <td></td> <td>(*食品・生活衛生課長)</td> <td>2 <u>水道水</u>の供給 <u>に係る水道事業者 又は市町村への支 援</u>関すること。 (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>産業経済部 (産業経済部長)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>観光班 (*<u>観光リトリート推進課長</u>)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		(*食品・生活衛生課長)	2 <u>水道水</u> の供給 <u>に係る水道事業者 又は市町村への支 援</u> 関すること。 (略)		(略)		(略)			産業経済部 (産業経済部長)	(略)			観光班 (* <u>観光リトリート推進課長</u>)	(略)		(略)		(略)			
	(*食品・生活衛生課長)	2 <u>飲料水</u> の供給 関すること。 (略)																																											
	(略)																																												
(略)																																													
産業経済部 (産業経済部長)	(略)																																												
	観光班 (* <u>観光魅力創出課長</u>)	(略)																																											
	(略)																																												
(略)																																													
	(*食品・生活衛生課長)	2 <u>水道水</u> の供給 <u>に係る水道事業者 又は市町村への支 援</u> 関すること。 (略)																																											
	(略)																																												
(略)																																													
産業経済部 (産業経済部長)	(略)																																												
	観光班 (* <u>観光リトリート推進課長</u>)	(略)																																											
	(略)																																												
(略)																																													
148	<p>(略)</p> <p>6 地方部の事務分掌</p> <table border="1"> <tr> <td>班名</td> <td>分掌事務</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保健福祉班</td> <td>(略) 3 <u>飲料水</u>の供給に 関すること。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	班名	分掌事務	(略)		保健福祉班	(略) 3 <u>飲料水</u> の供給に 関すること。	(略)		<p>(略)</p> <p>6 地方部の事務分掌</p> <table border="1"> <tr> <td>班名</td> <td>分掌事務</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保健福祉班</td> <td>(略) 3 <u>水道水</u>の供給に<u>係る水道事業者又は市町村へ の支援</u>に 関すること。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	班名	分掌事務	(略)		保健福祉班	(略) 3 <u>水道水</u> の供給に <u>係る水道事業者又は市町村へ の支援</u> に 関すること。	(略)		群馬県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の改正を反映																										
班名	分掌事務																																												
(略)																																													
保健福祉班	(略) 3 <u>飲料水</u> の供給に 関すること。																																												
(略)																																													
班名	分掌事務																																												
(略)																																													
保健福祉班	(略) 3 <u>水道水</u> の供給に <u>係る水道事業者又は市町村へ の支援</u> に 関すること。																																												
(略)																																													
156	<p>第6節 広域応援の要請等</p> <p>(略)</p> <p>3 市町村が行う応援の要請</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第6節 広域応援の要請等</p> <p>(略)</p> <p>3 市町村が行う応援の要請</p> <p>(略)</p> <p><u>(4) 指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する要請</u> <u>市町村は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため 必要があると認めるときは、県(危機管理課)に対し、指定行政機関 又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をする よう求める。なお、県(危機管理課)への要請の要求ができない場合 には、その旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定行 政機関又は指定地方行政機関に通知する。</u></p>	防災基本計画の修正(令和7年)を反映																																										
158	<p>(略)</p> <p>8 広域的な応援体制</p> <p>(略)</p> <p>(3) 県及び市町村は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考</p>	<p>(略)</p> <p>8 広域的な応援体制</p> <p>(略)</p> <p>(3) 県及び市町村は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考</p>	防災基本計画の修正(令和7年)を反映																																										

震災対策編

頁	修正前	修正後	修正理由等
	慮した職員の選定に努めるものとする。また、 <u>感染症対策のため</u> 、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。	慮した職員の選定に努めるものとする。また、 <u>感染症対策を含め</u> 、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。	
179	<p>第4章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 (略)</p> <p>第2節 交通の確保 (略)</p> <p>3 道路啓開等</p> <p>(1) 道路管理者は、その管理する道路について、道路啓開等<u>(路面変状の補修や迂回路の整備、また、雪害においては除雪を含む。)</u>を行い、<u>道路機能</u>の確保に努めるものとする。</p> <p>(2) 警察、消防機関及び自衛隊等は、必要に応じ、道路管理者が行う<u>障害物の除去(除雪を含む。)</u>に協力するものとする。</p>	<p>第4章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 (略)</p> <p>第2節 交通の確保 (略)</p> <p>3 道路啓開等</p> <p>(1) 道路管理者は、その管理する道路について、道路啓開等を行い、<u>緊急車両の通行</u>の確保に努めるものとする。</p> <p>(2) 警察、消防機関及び自衛隊等は、必要に応じ、道路管理者が行う<u>道路啓開等</u>に協力するものとする。</p>	防災基本計画の修正(令和7年)を反映
180	<p>(略)</p> <p>6 輸送拠点の確保</p> <p>(1) 第1部第2章第11節「緊急輸送活動体制の整備」に基づく緊急輸送道路ネットワークを参考に、被害状況、道路等の損壊状況を考慮した上で、輸送拠点として県(危機管理課)は県物資集積拠点を、市町村は市町村物資集積拠点を開設するとともに、輸送体制を確保する。また、関係機関、住民等にその周知徹底を図るものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>6 輸送拠点の確保</p> <p>(1) 第1部第2章第11節「緊急輸送活動体制の整備」に基づく緊急輸送道路ネットワークを参考に、被害状況、道路等の損壊状況を考慮した上で、輸送拠点として県(危機管理課)は県物資集積拠点を、市町村は市町村物資集積拠点を開設するとともに、<u>民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え</u>、輸送体制を確保する。また、関係機関、住民等にその周知徹底を図るものとする。</p>	防災基本計画の修正(令和7年)を反映
189	<p>第5章 避難の受入活動</p> <p>地震発生後、速やかに避難場所へ誘導することは人命の確保につながるものであり、また、住家が被害を受け復旧がなされるまでの間、指定避難所で当面の居所を確保することは、被災者の精神的な安心につながるものである。</p>	<p>第5章 避難の受入活動</p> <p>地震発生後、速やかに避難場所へ誘導することは人命の確保につながるものであり、また、住家が被害を受け復旧がなされるまでの間、指定避難所等^等で当面の居所を確保することは、被災者の精神的な安心につながるものである。</p>	防災基本計画の修正(令和7年)を反映
194	<p>第2節 避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営 (略)</p> <p>2 指定避難所の開設 (略)</p> <p>(4) 市町村は、指定避難所及び福祉避難所を開設したときは、関係機関等による支援が円滑に行われるよう、開設の状況等を総合防災情</p>	<p>第2節 避難場所の開放及び指定避難所等^等の開設・運営 (略)</p> <p>2 指定避難所の開設 (略)</p> <p>(4) 市町村は、指定避難所及び福祉避難所を開設したときは、関係機関等による支援が円滑に行われるよう、開設の状況等^等とともに、指</p>	防災基本計画の修正(令和7年)を反映

頁	修正前	修正後	修正理由等
	<p>報システム等により速やかに県(行政県税事務所を経由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課)、管轄警察署、地元消防機関等に連絡するものとし、県(危機管理課)は、その情報を国(内閣府等)に共有するよう努めるものとする。</p>	<p><u>定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ID</u>を総合防災情報システム等により速やかに県(行政県税事務所を経由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課)、管轄警察署、地元消防機関等に連絡するものとし、県(危機管理課)は、その情報を国(内閣府等)に共有するよう努めるものとする。</p>	
195	<p>(略)</p> <p>6 良好な生活環境の確保</p> <p>(1) 市町村は、次により、<u>指定</u>避難所における良好な生活環境の確保に努めるものとする。</p> <p>ア 受け入れる避難者の人数は当該<u>指定</u>避難所の受入能力に見合った人数とし、避難者数が受入能力を超える場合は、近隣の<u>指定</u>避難所と調整し適切な受入人数の確保に努める。</p> <p>イ <u>指定</u>避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。</p> <p>ウ 保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ<u>指定</u>避難所に救護所を設置し、又は救護班を派遣する。また、高齢者等の要配慮者に対して福祉的な支援の実施に努める。</p> <p>エ <u>避難の長期化等により、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。</u></p> <p>オ 自主防災組織やボランティア等の協力を得て、役割分担を確立し、秩序ある生活を保持する。</p> <p><u>カ 指定避難所における食料の確保や配食等の状況把握を行うとともに、水、食料その他生活必需品の配給の平等かつ効率的な配給や栄養バランスのとれた適温の食事の提供に努める。</u></p> <p><u>キ 入浴、洗濯、トイレ等の生活に必要な水の確保に努める。(追加)</u></p> <p>ク 安全の確保と秩序の維持を図るため必要と認めるときは、警察機関や自主防犯組織等の協力を得て防犯活動を実施する。</p> <p>ケ 必要に応じ、被災者支援等の観点から<u>指定</u>避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>7 要配慮者への配慮</p>	<p>(略)</p> <p>6 良好な生活環境の確保</p> <p>(1) 市町村は、次により、避難所における良好な生活環境の確保に努めるものとする。</p> <p>ア 受け入れる避難者の人数は当該避難所の受入能力に見合った人数とし、避難者数が受入能力を超える場合は、近隣の避難所と調整し適切な受入人数の確保に努める。</p> <p>イ 避難所開設当初から<u>プライバシー確保のための</u>パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。</p> <p>ウ 保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ避難所に救護所を設置し、又は救護班を派遣する。また、高齢者等の要配慮者に対して福祉的な支援の実施に努める。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>エ 自主防災組織やボランティア等の協力を得て、役割分担を確立し、秩序ある生活を保持する。</u></p> <p><u>オ 栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努める。</u></p> <p><u>カ 入浴、洗濯、トイレ等の生活に必要な水の確保に努める。</u></p> <p><u>キ 快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努める。</u></p> <p>ク 安全の確保と秩序の維持を図るため必要と認めるときは、警察機関や自主防犯組織等の協力を得て防犯活動を実施する。</p> <p>ケ 必要に応じ、被災者支援等の観点から避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>7 要配慮者への配慮</p>	<p>防災基本計画の修正(令和7年)を反映</p>

頁	修正前	修正後	修正理由等
	<p>市町村は、<u>指定</u>避難所の運営に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の健康状態の把握に十分配慮するものとし、精神衛生を含む健康相談を行い、必要に応じ福祉避難所への移動や社会福祉施設等への入所、ヘルパーの派遣、車椅子等の手配を行うものとする。</p> <p>また、要配慮者を対象とした相談窓口を設置するなどし、要配慮者のニーズの迅速な把握に努める。</p>	<p>市町村は、避難所の運営に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の健康状態の把握に十分配慮するものとし、精神衛生を含む健康相談を行い、必要に応じ福祉避難所への移動や社会福祉施設等への入所、ヘルパーの派遣、車椅子等の手配を行うものとする。</p> <p>また、要配慮者を対象とした相談窓口を設置するなどし、要配慮者のニーズの迅速な把握に努める。</p>	
196	<p>(略)</p> <p>9 男女のニーズの違い等への配慮</p> <p>市町村は、指定避難所等の運営においては、次により、男女のニーズの違い、女性や<u>子供</u>等に対する性暴力・DVの防止等に配慮した運営管理を行うよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>イ 指定避難所運営体制への女性の参画を進める。</p> <p>(略)</p> <p>ケ 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や<u>子供</u>等の安全に配慮するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(略)</p> <p>9 男女のニーズの違い等への配慮</p> <p>市町村は、指定避難所等の運営においては、次により、男女のニーズの違い、<u>子ども・若者の居場所の確保</u>、女性や<u>子ども</u>等に対する性暴力・DVの防止等に配慮した運営管理を行うよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>イ 指定避難所運営体制への女性や<u>子育て家庭</u>の参画を進める。</p> <p>(略)</p> <p>ケ 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や<u>子ども</u>等の安全に配慮するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p><u>サ キッズスペースや学習スペースを設置するよう努める。</u></p>	<p>防災基本計画の修正(令和7年)を反映</p>
197	<p>(略)</p> <p>13 指定避難所の早期解消</p> <p>市町村は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、<u>指定</u>避難所の早期解消に努めるものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>13 指定避難所の早期解消</p> <p>市町村は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正(令和7年)を反映</p>
199	<p>第3節 応急仮設住宅等の提供</p> <p>(略)</p> <p>3 応急仮設住宅の運営管理</p> <p>(1) 県(建築課、住宅政策課)又は市町村は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。</p>	<p>第3節 応急仮設住宅等の提供</p> <p>(略)</p> <p>3 応急仮設住宅の運営管理</p> <p>(1) 県(建築課、住宅政策課)又は市町村は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性や<u>子ども・若者</u>を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正(令和7年)を反映</p>

頁	修正前	修正後	修正理由等
202	<p>第4節 広域一時滞在 (略) <u>(追加)</u></p>	<p>第4節 広域一時滞在 (略) <u>3 広域一時滞中に係る助言</u> 県(危機管理課)は、市町村から求められたときは、地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力(施設数、施設概要等)等、広域避難について助言を行うものとする。また、県(危機管理課)は、必要に応じて内閣総理大臣に対し、同様の助言を求めるものとする。 <u>4 避難元・避難先市町村間の情報連携</u> 被災市町村は、広域一時滞中の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正(令和7年)等を反映</p>
207	<p>第6章 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動 市町村、県等は、被災者の生活を維持するために必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、需要に応じて供給・分配を行う必要がある。そのため、それぞれが備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、情報共有を図るものとする。</p>	<p>第6章 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動 市町村、県等は、被災者の生活を維持するために必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、需要に応じて供給・分配を行う必要がある。そのため、それぞれが備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、<u>新物資システム(B-PLo)</u>を活用し、情報共有を図るものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正(令和7年)を反映</p>
211	<p>第7章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動 市町村、県等は、<u>指定</u>避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動や福祉的な支援を行うとともに、地域の衛生状態に十分配慮する必要がある。また、大規模な災害により多数の行方不明者及び死者が生じた場合には、行方不明者の捜索及び遺体の処置を遅滞なく進める必要がある。</p>	<p>第7章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動 市町村、県等は、避難所等で生活する被災者の健康状態や<u>多様なニーズ</u>の把握等のために必要な活動や福祉的な支援を行うとともに、地域の衛生状態に十分配慮する必要がある。また、大規模な災害により多数の行方不明者及び死者が生じた場合には、行方不明者の捜索及び遺体の処置を遅滞なく進める必要がある。</p>	<p>防災基本計画の修正(令和7年)を反映</p>
212	<p>第1節 保健衛生活動 1 被災者の健康状態の把握等 (略) (3) 県(健康福祉課)は、保健医療福祉活動の総合調整を円滑に行うために必要があると認めるときは、被災していない都道府県に対し保健医療福祉調整本部及び保健所(保健福祉事務所)による保健医療福祉活動の円滑な実施のため、DHEATやの要請を行うものとする。</p>	<p>第1節 保健衛生活動 1 被災者の健康状態の把握等 (略) (3) 県(健康福祉課、<u>医務課</u>)は、保健医療福祉活動の総合調整を円滑に行うために必要があると認めるときは、被災していない都道府県に対し保健医療福祉調整本部及び保健所(保健福祉事務所)による保健医療福祉活動の円滑な実施や<u>被災者の健康管理</u>のため、DHEATや<u>保健師等チーム</u>の要請を行うものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正(令和7年)を反映</p>

頁	修正前	修正後	修正理由等
230	<p>第10章 施設、設備の応急復旧活動 (略) 第5節 上下水道施設の応急復旧 1 迅速な応急復旧の実施 (略) <u>(追加)</u></p> <p>(2) 下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、<u>公共</u>下水道の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握したときは、<u>可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置、その他の公共下水道等</u>の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。</p>	<p>第10章 施設、設備の応急復旧活動 (略) 第5節 上下水道施設の応急復旧 1 迅速な応急復旧の実施 (略) <u>(2) 水道事業者は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。</u> <u>(3) 水道事業者及び</u>下水道管理者は、災害の発生時において、<u>上下水道の構造等を勘案して、速やかに、上下水道施設</u>の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握したときは、<u>上下水道一体となって施設</u>の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正(令和7年)を反映</p>
241	<p>第13章 要配慮者対策 第1節 要配慮者の災害応急対策 (略) <u>(追加)</u></p>	<p>第13章 要配慮者対策 第1節 要配慮者の災害応急対策 (略) <u>3 福祉的支援の総合調整</u> <u>(1) 県(地域福祉課)は、必要に応じ、県内における福祉的支援を円滑に行うための総合調整等に努めるものとする。</u> <u>(2) 県(地域福祉課)は、福祉的支援の総合調整を円滑に行うために必要があると認めるときは、被災していない都道府県に対し福祉的支援及びその支援を円滑に行うための総合調整等の支援を要請するものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正(令和7年)を反映</p>
242	<p>(略) <u>3</u> ぐんまDWAT (1) ぐんまDWATは、要配慮者等福祉支援が必要な者の指定避難所等における福祉の向上及び災害二次被害の防止を目的として、次の活動を行うものとする。</p>	<p>(略) <u>4</u> ぐんまDWAT (1) ぐんまDWATは、要配慮者等福祉支援が必要な者の指定避難所等における福祉の向上及び災害二次被害の防止を目的として、次の活動を行うものとする。 <u>なお、在宅避難者や車中避難者への支援を含むものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正(令和7年)を反映</p>
242	<p>(略) <u>4</u> 災害支援ナース 県(医務課)は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害支援ナースの避難所への派遣を要請する。</p>	<p>(略) <u>5</u> 災害支援ナース 県(医務課)は、<u>避難所等</u>の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害支援ナースの避難所への派遣を要請する。</p>	<p>防災基本計画の修正(令和7年)を反映</p>

震災対策編

頁	修正前	修正後	修正理由等
247	<p>第14章 その他の災害応急対策 (略) 第2節 学校の災害応急対策 (略) 5 教育の確保 (略) <u>(追加)</u></p>	<p>第14章 その他の災害応急対策 (略) 第2節 学校の災害応急対策 (略) 5 教育の確保 (略) <u>(5) 災地学び支援派遣等枠組み(D-E-S-T)の活用</u> <u>県及び市町村は、児童生徒の学びの継続のため、必要に応じて、被災地学び支援派遣等枠組み(D-E-S-T)を活用する。</u></p>	<p>防災基本計画の修正(令和7年)を反映</p>
252	<p>第6節 災害救助法の適用 (略) 3 救助の種類 災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。 (略) (5) 災害にかかった者の救出 (6) 災害にかかった住宅の応急修理 (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 (8) 学用品の給与 (9) 埋葬 (10) 死体の捜索及び処理 (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p>	<p>第6節 災害救助法の適用 (略) 3 救助の種類 災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。 (略) (5) 災害にかかった者の救出 (6) <u>福祉サービスの提供</u> (7) 災害にかかった住宅の応急修理 (8) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 (9) 学用品の給与 (10) 埋葬 (11) 死体の捜索及び処理 (12) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p>	<p>災害救助法の改正によるもの</p>
258	<p>第4部 災害復旧・復興 (略) 第2節 原状復旧 (略) 2 災害廃棄物の処理 (1) 適正かつ円滑・迅速な処理の実施 市町村は、事前に策定した災害廃棄物処理計画等に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処分方法を確立するとともに、仮置場、<u>最終処分地</u>を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うものとする。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、国(環境省、防衛省)が作成した「災害廃棄物の</p>	<p>第4部 災害復旧・復興 (略) 第2節 原状復旧 (略) 2 災害廃棄物の処理 (1) 適正かつ円滑・迅速な処理の実施 市町村は、事前に策定した災害廃棄物処理計画等に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処分方法を確立するとともに、仮置場、<u>最終処分場</u>を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うものとする。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、国(環境省、防衛省)が作成した「災害廃棄物の</p>	<p>防災基本計画の修正(令和7年)を反映</p>

震災対策編

頁	修正前	修正後	修正理由等
	<p>撤去等に係る連携対応マニュアル」等に基づき、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。</p> <p>また、県及び市町村は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。</p>	<p>撤去等に係る連携対応マニュアル」等に基づき、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。</p> <p>また、県及び市町村は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。</p>	